

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和2年8月教育委員会会議：定例会

期 日 令和2年8月19日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 3名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 花島 英雄
教育総務課長 曾山 澄雄 学 務 課 長 前原 美智雄
指 導 課 長 山田 真史 教育センター所長 榎本 泰之
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 宍戸 信
教育総務課企画財務班長 今川 孝夫
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

①教育長より1件報告

7月21日開催の校長会議では、教職員の健康管理、9月以降の教育活動、2学期の主行事の変更などについて伝えた。教職員の健康管理については、毎日子どもと同様に健康チェックを実施しているが、より一層健康管理の徹底を図るとともに、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、体調異常や同居家族に発熱症状等が見られた場合、自宅で過ごすように指示をした。服務としては、特別休暇扱いとなる。

9月以降の教育活動については、通常教育教科指導を実施していくこと、授業時間は小学校40分、中学校45分で実施していく方針を伝えた。また、冬季休業日中の登校日を設定し、授業時間の確保についても取り組んでいく

ことを伝えた。

次に、2学期の主行事の変更について、合唱祭、音楽発表会は全校単位で実施しないで、学年単位で分散して実施するなど、学校の実情に合わせて行うよう指示をした。特別活動は、子どもたちの自主性や個性を伸ばすよい機会なので、子どもたちの心情に配慮しながら実施するように努めていただきたいと併せて伝えた。なお、このことについては、事前に校長会の皆様、執行部の皆様とも協議した上で対応した次第である。

2番目、8月6日開催の校長会議では、3校でコロナウイルスに感染した教職員、児童が判明したので、臨時校長会議をこのとき実施した。感染経路、濃厚接触者、当該校の対応について説明した。併せて今後の対応について指示をした。保護者に対しては、家庭内で体調の優れない方がいる場合は、子どもの登校を控えていただくこと、教職員、子どもが陽性者と判明した場合の具体的な対応、8月4日から23日までの部活動については、各学校の状況に応じながら極力規模を縮小して実施するように伝えた。

②教職員及び児童の感染状況【教育次長】

教職員の感染状況については、7月31日に西志津小学校の教頭1名の感染が判明し、8月3日にもう一名の教頭も感染が判明した。なお、当該校の児童や他の教職員に濃厚接触者はなかった。

児童の感染状況については、間野台小学校、上志津小学校、西志津小学校で、それぞれ1名の児童の感染が判明した。間野台小学校の児童は、8月2日に感染が判明した。当該児童の濃厚接触者は、全員が陰性となっている。上志津小学校の児童は、8月5日に、西志津小学校の児童は8月9日に、それぞれ感染が判明したが、他の児童や教職員に濃厚接触者はいなかった。なお、感染拡大防止のため、西志津小学校及び間野台小学校は8月3日から7日まで、上志津小学校は6日から7日までを臨時休業とした。

③教育施設の開設状況【社会教育課長】

公民館の開設状況については、7月1日から一般の利用を開始し、開始時間は今まで同様9時から21時までである。なお、合唱や激しい運動などは利用できないなど、一部制限を設けている。参考までに、6月1日からは行政利用のみ先行する形で開館し、6月15日に7月分の一般利用受付を開始したところである。

図書館は6月から徐々に制限を緩和し、現時点では開館時間は通常の9時から20時まで、館内利用は1時間程度としている。夏休みの自習室は、今年は開設しないこととした。

音楽ホールは、7月1日から利用団体が通常どおり9時から21時30分まで利用可としているが、合唱など利用制限があり、練習室は貸出しを行っていない。

美術館は、企画展「大正イマジュリィの世界展」を開催している。

文化財3施設は、6月2日から現在に至るまで個人利用のみ入館できる。団体利用やガイドの案内については、もう少し情勢を見極めていく予定であ

る。

学校開放は、6月20日の土曜日から再開し、この8月8日の土曜日の夏休みが始まってから体育館開放を再開した。体育館解放の再開に当たっては、事前に学校が中心となって、利用団体に対し、消毒の場所、やり方などを丁寧に説明したところである。

④7月臨時議会及び佐倉市教育費7月補正予算について【教育総務課長】

7月臨時議会については、国の第2次補正予算の成立に伴い拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源として、より一層の対策を講じるため、早急に事業着手する必要がある事業について、7月補正予算を編成し、佐倉市議会臨時会に提案することになったことによるものである。令和2年7月臨時議会については、7月17日金曜日に開催され、議案は一般会計補正予算1件で、同日全員賛成により原案可決されている。今回の補正予算においては、極めて短時間で編成することとなり、教育委員会会議にお諮りするいとまがなかったため、本定例会において報告をさせていただくものである。

続いて、資料の1ページ、教育費7月補正歳入歳出予算の総括表の右から3列目、7月補正額（第5次補正）として、太枠で囲っている部分について、補正額は、歳入歳出ともに6億9,888万5,000円の増額となっている。

続いて、予算の内容を説明させていただく。最初に資料の3ページ、2の歳出について、2項小学校費、2目教育振興費、4、小学校情報機器整備事業4億6,645万2,000円の増額である。こちらはGIGAスクール構想の実現に向け、本年度中に児童1人1台のタブレット端末を整備しようとするための予算であり、感染症の発生等に伴う臨時休校等においても活用が可能な学習環境を整備するものである。

続いて、3項中学校費、2目教育振興費、4、中学校情報機器整備事業2億2,697万2,000円の増額である。こちらも小学校と同様、中学校において生徒1人1台のタブレット端末を整備しようとするものである。

次に、6項保健体育費、3目学校給食費、5、給食継続実施支援事業546万1,000円の増額について、こちらは小中学校の臨時休校に伴う給食の中止によって食材等のキャンセルができなかった保護者負担等に対して補助を行おうとするものである。

続いて、資料2ページの1、歳入について、初めに、上段の15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億881万円及び公立学校情報機器整備費補助金2億5,764万2,000円は、歳出で説明をした小学校のタブレット端末等の情報機器整備に対して活用する国の交付金を計上するものである。

続いて、その下の2節中学校費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,879万円及び公立学校情報機器整備費補助金1億2,818万2,000円は、同じく中学校の情報機器整備に対して活用する国の交付金等を計上するものである。

次に、3節保健体育費補助金166万8,000円は、先ほどの歳出でも説明した小中学校が臨時休校となったことに伴い、キャンセルできなかった給食食材の費用等について、保護者負担等への補助に当たり活用する国の交付金である。また、その下、21款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入の公益法人等補助金・交付金379万3,000円についても、同様に給食食材の保護者負担を補助するため文部科学省から全国学校給食会連合会を通じて交付されるものである。

⑤令和3年度使用教科用図書について【学務課長】

令和3年度使用教科用図書については、佐倉市では7月の定例教育委員会会議の中で採択をしていただいた。採択の結果は、印旛採択地区協議会事務局に報告している。なお、印旛採択地区協議会会長から、印旛採択地区内の全ての市町教育委員会が同一の教科書を採択したとの通知をいただいたことを報告する。

今後のことであるが、教科用図書の採択結果や主な採択理由については、本日の教育委員会会議以降、準備が整い次第、速やかに公開することを申し添える。

⑥-1 諸行事の中止について【学務課長】

学務課では、本年度佐倉市スクールガードフォーラムを7月30日に予定していたが、コロナ感染症拡大防止のため、中止とした。

⑥-2 諸行事の中止について【指導課長】

例年8月上旬に行っている佐倉市いじめ対策調査会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

⑦住民監査請求について【社会教育課長】

現在整備を進めている（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業について2件の住民監査請求があった。

1件目については、お二人から、令和2年6月1日付で請求があった。請求の趣旨としては、公金の返還、これは基礎調査分と設計業務分の2件である。それから、工事の入札等の差止め、本事業の即時中止、城址公園の芝生工事の差止めなどである。7月17日に意見陳述を行い、教育委員会としては御覧のとおり事務を適正に行っている旨を主張したところである。

2件目については、請求人数と日にちは異なっているが、請求内容は同じだった。監査結果がこの8月6日に出され、請求の一部について却下され、そのほかの請求については理由がないものと判断され、棄却されている。

⑧いじめの状況について【指導課長】

小中学校のいじめの状況について、1学期末までのいじめの状況は、認知件数が216件だった。4月、5月休校となっていたが、昨年の同時期、4月、5月抜いた数で見ると、ほとんど変わらない数となっている。内容は、冷やかしかからかい、悪口等が全体の5割を超えている。引き続き子どもたちの

小さな変化を見逃さないこと、軽微に見えたいじめについても継続して見守りを行うことを大切に指導していく。

⑨感染症について【指導課長】

今月の感染症について、先ほど次長からもあったが、新型コロナウイルス感染症の発生が3名あった。ほかに流行性耳下腺炎、流行性結膜炎が各3名、感染性胃腸炎が2名、水痘、溶連菌感染症が各1名発生した。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。今報告があったが、感染症自体は学校の休みとか夏休みが絡んでいるということなので、目立ったものはほとんどないのだが、その中で一番多いのが感染性胃腸炎である。第33週、8月10日から8月16日の分が、印旛郡内での定点当たり、これはもう0.88で1を切っているので、余り流行という感じではなく、様子を見ていただいていると思う。

新型コロナウイルス感染症について、5月の末から医師会でPCR検査を行っている。本格的にというと、6月の初めから2か月ちょっとだが、総検査件数が301名になった。陽性者が12名であり、陽性率が4%なので大体同じような、一般社会で言っているような広がりだと思う。これは特に、例えば夜の町関連とか、そういうふうに絞っているわけではないので、ある程度一般的な社会生活の中での感染者と考えていいと思う。先週はお盆休みで、医師会の検査センターは稼働していなかったのだが、その前の週、8月1日から8月7日までは、検査数が68で、陽性者が2名なので、陽性率は2.94%だった。下がっているのかどうかというのは何とも言えないので、これから先の状況を見て、また大流行がもう一回あるのかどうかということも見ていかないと分からないと思う。

今問題は、熱中症との鑑別なのだが、これはかなり病院のほうでも苦勞をしていて、発熱とかだるさとか頭痛とかというのは、もう共通のものなので、それだけで判断するわけにいかない。あとはせきとか喉の痛みとか、風邪症状があるかどうかで一応臨床症状としては判定する。ただ、その先PCRをやるかどうかというのは病院のキャパシティにもよるので、ただ熱中症だと思っていたらちゅうちょせず病院受診をしていただかないと、どっちかというとなら新型コロナウイルス感染症ですぐに死ぬということはないのだが、熱中症ならすぐに死ぬ場合もある。その辺だけ注意をして、学校行事の中でやはり児童生徒についてはコロナウイルスの醸成率は少ないので、怪しいと思ったらまず熱中症を疑うということである。それで、速やかに対処していただければいいかなと思う。再開後、夏休み明けにどういう行事が行われるかというのは、各学校の判断だろうと思うのだが、残暑は当然厳しそうなので、その辺注意していただくようお願いする。

【委員1名より】

予算について、3ページの歳出、小学校、中学校ともにソフトウェア使用料とあるが、これはOSについての使用料なのか、それとも何か別のソフト

ウェア入れた、その辺はどうか。

【教育総務課長】

これは学習用のソフトで、5年間のリースに係る費用である。小中学校それぞれとなっている。

【委員1名より】

そうしたら、教科用のソフトウェアということか。

【学務課長】

教科用の学習用のソフトである。

【委員1名より】

保健体育費の休業対策費について、先ほどの話だとこれは、未使用食材の保護者負担分の食材ということなのか。

【教育総務課長】

保健体育費の休業対策費については、3月分の臨時休校において食材等キャンセルが利かないことにより、保護者が負担になってしまう分、それから業者との違約金などが主なものである。4月についても臨時休校があり、キャンセルが利かなかった分が合わせて入っている。

【委員1名より】

説明の休業対策費というので、ちょっと違和感があった。もうこれ以上、こういう書き方しか書きようがないのか。

【教育総務課長】

補助金の名称を入れさせていただいたのだが、説明としては分かりづらいというところがうかがわれるので、次回以降、気をつけてまいりたいと思う。

【教育長職務代理者】

今の質問に関連して、今回GIGAスクール構想が前倒しになり、ここにあるように小中学校にタブレットがかなりの数入ると、ICT教育上また通常の学習上、大変有効だろうと思うのだが、そういった中で少し振り返ってみると、コロナの第1次感染、あの中で学校が休校になった。その中で、オンライン授業であるとか、いろんなことが試みられたわけである。佐倉市においても、必要な情報を各学校のホームページ等を通して家庭に、子どもたちに伝達されたのだが、そのところで問題になったのは、必ずしも全員100%がこういった情報を受理できる状況にはなかったということであったと思う。

そういった中で、このタブレットを今後どうするのかは、まだ分からないが、利用することによってこれまでの課題が少しは解決できるのではないかと考えているわけである。それでだが、そういった学校の学習の中で使うと同時に、また今後あつては、本当は不都合だが、前回のよう家庭学習をせざるを得ない状況になったときには、このタブレット等をその対応ができない家庭に貸し出すとか、そういう対応はお考えになっているのか。

【学務課長】

貸出しについては考えている。ただ、通信費等の部分の課題もあるので、現時点においては、そういった環境の全くないご家庭については、ご家庭のほうに協力を得るとともに、図書室とか、密にならない場所を選び、端末を

使っていただくという考えである。

【教育長職務代理者】

それに関連して、そういう状況になったとき、今先生方、学校でのいわゆる授業等々で大変お忙しい、そんな中でタブレット等を利用できるように、大変失礼な言い方かもしれないが、技術なり対応する能力、そういったものを各先生お持ちになっているか、その辺りはどうか。

【指導課長】

ご指摘のように、各学校の職員が全部コンピューターに対して堪能かというところ、そうではない部分もある。今学務課のほうで学習支援のソフトを入れていただくようになっているが、それを有効に使えるものを探してもらい、入れてもらう段階になっている。入った段階で、指導課のほうで、ICT支援員の協力もいただき研修を行い、それを学校の代表者に下ろしていき、それから学校の中で下ろしていくというような形をとって、各学校が一応目指しているのは3月までには万が一休校、この前と同じような、4月のときと同じように休校になったときに、双方向でのオンラインでのやり取りができるようなシステムが、各学校同じような形でつくれるようにしようというのを進めているところである。

【委員1名より】

先ほどのコロナの関係で、児童で3名感染したという報告をいただいた。学校ではその感染した児童というのは、ある程度児童間では周知というのか、誰々だったというのは分かっているものなのか、それともそういうものについての個人情報の方はいかがか。

【指導課長】

生徒の氏名や学年、そういうものについては、個人情報ということになっているので公表はしていない。

【委員1名より】

こういうのは、なかなか戸は立てられないもので、伝播していくものも常である。そういうことに偏見を持ったり、いじめにつながるようなことにならないように、特に生徒に対しても指導していただければと思う。

【教育長】

今小菅委員がおっしゃったのは非常に重要なことだと思う。私どもは個人の直接のものは流していないが、現実的に学校現場で捉えたときに、あの子だなということは推察している保護者や子どもはいると思う。その辺のところは十分に学校も配慮して、人権の問題も兼ねて指導しながら配慮していくように今後努めていきたい。併せて、コロナウイルス感染というのは誰でもがそういう可能性があるということを十分注意するとともに、そういう可能性があるのだということを、事あるごとに学校が子どもたちに伝えていくことが非常に重要だと思うので、今後そのような指導をしていきたいと思っている。

【委員1名より】

先ほどからコロナ関連の感染者等について、報告はいただいているので、理解しているつもりだが、今年度この熱中症に関しては特に今のところ佐倉

市では報告などはないか。

【指導課長】

今年度については、救急搬送等熱中症についての報告は受けてない。夏休みの部活動も、先ほど教育長からもあったが、ちょっと感染が広がりつつあったので、なるべく縮小してもらいたいということで、校長会でも話があり、縮小しているので、その影響もあるかもしれないのだが、今のところは大きなものは出ていない。

【委員 1 名より】

週が明けると、夏休みが終わって新たに学校活動が始まると思うのだが、現在のコロナの感染症も踏まえて部活動をどうするか、今後協議していくという形でよいか。

【指導課長】

部活動については、前々から活動方針を出して、校長会のほうで連絡しているが、夏休み期間中も2時間程度の練習ということで、練習時間を決めてやっている。時間も短くしながら、密にならないように配慮をしながら続けていく予定である。

【教育長職務代理者】

先ほど話があったように、来週から小中学校の新学期と言っているのかどうか、始まるわけだが、これまでこの時期の開校というのはなかったかと思う。特に今年はこの暑さで、子どもの帰る時間を考えると小学生の場合、1時半から2時頃の一番暑い時間である。その辺の熱中症に関わって子どもを少し指導されたほうが、注意を喚起されたほうがよろしいのかなと思っている。また、スクールガードボランティアの方々も、その前からかなり長い時間待機してくださっているのです、その辺りのところにも少し声をかけていただければありがたいと思う。

3 議決事項

議案第1号 令和2年度佐倉市教育費8月補正予算について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1 ページ、教育費8月補正、歳入歳出予算の総括、表の右から3列目、8月補正額（第6次補正）として太枠で囲っている部分である。補正額については、歳入が12億6,288万4,000円の増額、歳出が15億678万2,000円の増額となっている。

続いて、予算の内容について、4ページ、2の歳出である。今回の補正予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等を中止し、歳出予算の減額を行うものが大変多くなっている。これらの理由により減額するものについては、左から3列目の大事業・中事業名という欄に米印をつけさせていただいた。説明については、補正の理由がその他の理由によるものを中心に行わせてもらうので、ご理解いただくようお願いする。

初めに、1項教育総務費、3目教育研究指導費、3、教育課題研究事業21万円の増額である。こちらは千葉県の委託事業として実施するオリンピック・パラリンピック教育推進校の事業に要する講師謝礼、消耗品である。対

象校は印南小学校、寺崎小学校、臼井南中学校となっており、オリンピック・パラリンピック競技の体験や講演等を実施する予定である。

続いて、その下、19、学校行事中止等に係る経費補助事業 952 万 1,000 円の増額である。これは修学旅行や校外学習等のキャンセル料に係る旅行会社への支払いを補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

次に、このページの一番下から次の 5 ページにかけてとなる。10、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業 12 億 3,390 万円の増額である。こちらは国土交通省から、令和 3 年度分の国庫補助を令和 2 年度に一括して受けられないかの打診があり、受諾したことを受け、令和 3 年度分の事業費予算を令和 2 年度予算に前倒しする必要があることから、対象となる工事施工監理委託料及び施設等新設工事請負費を令和 2 年度予算に計上しようとするものである。

続いて、12 の人権教育施設整備事業 62 万 9,000 円の増額について、これは令和元年度事業である同和対策集会所の耐震改修工事監理業務委託における契約解除に伴う出来高委託料の支払いが催告にもかかわらず、相手からの請求書が未提出となり、令和元年度中に支払いが完了できなかったことから、過年度支出を行うための経費を計上するものである。

次に、その下、2 目文化財保護費、5、考古及び民俗資料整理事業 25 万 6,000 円の増額である。この資料について、事業名が考古及び民俗資料整備事業となっているが、正しくは整理事業の誤りである。訂正をお願いする。これは、令和元年度に実施した(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設建設に伴う発掘調査により出土した青銅製品の劣化防止のため、保存処理業務を委託するための経費である。

続いて、その下の 3 目、公民館費、4、弥富公民館管理運営事業 31 万 3,000 円の減額である。こちらは弥富公民館の清掃業務委託の契約額確定に伴う執行残額を減額しようとするものである。

続いて、7 ページ、4 目図書館費、2、図書館一般事務費 170 万 6,000 円の減額である。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館を臨時休館したことに伴い、休館期間中の夜間等管理業務委託料を減額しようとするものである。

次に、11、図書館機器等整備事業 2 億 1,923 万 2,000 円の増額である。こちらは人と人との接触を減らすなど、新しい生活様式に対応した図書館運営を図るため、全ての図書に R F I D タグを取り付け、現在志津図書館のみで運用されている自動貸出機を市内全館に導入するとともに、自動返却機を整備するもので、加えて利用者が操作可能な紫外線による図書消毒機を購入するものである。

続いて、8 ページ、下段の 6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、4、学校スポーツ開放推進事業 269 万 1,000 円の減額である。これは新型コロナウイルス感染症の影響により中止した根郷中学校のプール開放に係る管理業務委託料等について経費の減額を行おうとするものである。

次に、資料 9 ページ、13、感染症対策支援事業 6,316 万 1,000 円の増額である。こちらは国の学校保健特別対策費補助金である学校再開に伴う感染症対策学習保障等に係る支援事業を活用し、学校において感染症予防対策を行いながら授業を実施するために必要となる使用料及び賃借料、消耗品、備品

購入費を計上するものである。

続いて、2ページの1、歳入についても、歳出同様に新型コロナウイルスの影響による事業中止、休館等による減額補正は、右から2列目の歳入名及び金額欄に米印で示しているの、確認をお願いする。

初めに、上から2項目め、15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校補助金 623万4,000円及び2節中学校補助金 358万2,000円については、学校保健特別対策事業費補助金の計上で、小中学校において夏季休業中、感染症対策を図りながら授業を実施する際や夏季休業中の登校学習において必要となる熱中症対策のための各種消耗品、冷風機等の備品購入に当たり活用する国の補助金である。

続いて、その下、4節社会教育費補助金、社会資本整備総合交付金 3億5,492万円の減額及び都市構造再編集中支援事業補助金 7億4,323万8,000円の増額については、国が都市再生整備計画事業制度の再編等を行ったことにより、令和2年度当初予算で計上されている（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業に活用する社会資本整備総合交付金を全額減額し、新たに創設されました都市構造再編集中支援事業に移し替え、さらに歳出と同様に令和3年度で予定していた国庫補助を令和2年度に前倒し、計上しようとするものである。

続いて、その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 7,103万円の増額については、歳出で説明した図書館機器等整備事業において、RSIDタグの導入に当たり活用する国の補助金である。

次に、5節保健体育費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,023万1,000円及び学校保健特別対策事業費補助金 3,158万円の増額については、歳出で説明した感染症対策支援事業として、学校において感染症防止対策を行いながら授業を実施するために必要となる備品の購入等に当たり活用する国の補助金である。

続いて、3ページ、6節教育総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 308万4,000円の増額については、こちらも歳出で説明した校外学習等の学校行事中止等に係る経費補助事業に活用する国の交付金である。

次に、16款県支出金、3項委託金、3目教育費委託金、2節教育総務費委託金 21万円の増額は、歳出で説明したオリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業を千葉県の委託事業として実施することから、経費の全額を委託金として計上するものである。

続いて、一番下、22款市債である。（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業債 7億5,900万円の増額は、同事業において令和3年度分の事業費を令和2年度に前倒しするに当たり、国の補助金に加え、本事業を財源としようとするものである。

最後に、10ページ、継続費の補正、変更補正である。5項社会教育費、（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業については、3か年の継続事業となっているが、これまでに説明したとおり、令和3年度分の事業費を令和2年度に前倒しすることとなるので、それに合わせて令和3年度分の年割額を令和2年度に移し替えるものである。

また、その下、地方債の変更補正については、こちらも佐倉図書館等新町

活性化複合施設整備事業債となるが、歳入の増額補正に合わせて地方債の限度額を増額するものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

9 ページ、大事業・中事業名の感染症対策支援事業について、まず 10 節の需用費の消耗品というのは、これはアルコールとかマスクとか、そういうものでよろしいのか。

【教育総務課長】

消耗品については、アルコール消毒液や使い捨ての手袋、石けん関係やフェイスシールド、そういったものを予定している。

【委員 1 名より】

その下の 13 使用料及び賃借料の自動車賃借料、これは何の自動車なのか。

【教育総務課長】

校外学習において密を避けるということで、バスの台数を増やす際の追加に必要となる差額分であり、バスの賃借料である。

【委員 1 名より】

備品購入費について、一般備品というのは、これは感染症対策なので、それに関連するものだと思うが、具体的にどういうものか。

【教育総務課長】

備品については、例えばこれからオンライン授業で使うテレビや、あるいはスタンド、網戸、空気清浄機、非接触型の体温計やアクリルの仕切り板などを予定している。

【委員 1 名より】

空気清浄機とかアクリル板は分かるが、テレビは感染症の対策に入るのか。

【指導課長】

分かりにくくて申し訳ないのだが、少人数にして授業を行わなければいけない場面がある場合に、例えばそこで使うテレビとは言わないが、画面とかが必要な場合に、それについては計上できるようになっている。そういう考え方で、学校で必要なものということである。

【委員 1 名より】

一般的に考えると違うようなのだが、やっぱり解釈でこれにしたというか、そういう解釈のもとになるということか。

【指導課長】

そういう使い方をしていいというふうな補助金の中にあり、それで対応している。

【委員 1 名より】

7 ページ、大事業・中事業名 11 の図書館機器等整備事業の 12 節だが、RFID タグというのはどんな機器なのか。

【社会教育課長】

RFID タグと申しており、一般的には IC タグといわれ、本のところに

タグをつけて、それを貸出機に読み取るとピッと鳴って貸出しができると、そういったものをつけていく、そのような整備の費用である。

【委員 1 名より】

そうすると、ここに読み取り機等の機械が上がっているわけか。これは市内の全図書館で整備するということでいいのか。

【社会教育課長】

市内の全図書館に入れるということである。

【委員 1 名より】

これは例えば人件費等の節約になるということなのか、併せて感染症対策と加えて、この辺はどうなのか。

【社会教育課長】

まずは、第一義的には感染症対策というところになるが、確かに結果として人件費削減にもつながれば、なおありがたいかなというところである。

【委員 1 名より】

では、現状では人員の削減とかは考えていないということによいか。

【社会教育課長】

あくまで新しい感染症対策というところで進めている。

【教育長職務代理者】

2 ページの最初の説明で、国庫支出金、補助金の小学校、それから中学校の学校保健特別対策事業費補助金、これが冷風機等という説明があったが、この冷風機は、これはどこに使うものか。

【教育総務課長】

こちらについては、今回夏季休業中に登校日を設けて学習をすることになり、その際給食が伴うということで、冷風機については給食室とか、あと冷房の入っていない教室を使う場合に、利用したいというような利用方法を想定している。

【教育長職務代理者】

給食室で関わっている方から話を聞いたことがあるのだが、もう夏になると暑くて、暑くてということなので、ぜひ早急にそういったところに冷風機を、冷房が一番よいかと思うが、ちょっと無理だろうから、ご検討をお願いします。

【教育長】

今の件について、給食室に冷風機は既に入っている。新たに追加である。冷風機は、市内の学校の給食室にエアコンを設置してある学校もあり、同時にない学校も実はあるので、そこの給食調理員の業務が滞らないように、冷風機は既に設置をしている、前回の補助の対象として。新たに今度加えて状況を見ながら冷風機を加えていくということでご理解いただきたいと思う。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和2年9月定例会

9月16日(水)午後2時00分より

社会福祉センター3階中会議室